

北海道胆振総合振興局告示第 76 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第20号のつぶかご漁業（胆振・渡島総合振興局管内沖合海域）につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年（2020年）12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備 考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格	
つぶかご漁業	胆振総合振興局管内沖合海域	毎年、4月1日から10月10日まで	— （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：66隻）	総トン数10トン未満	胆振総合振興局管内に住所を有する者	
同上	渡島総合振興局管内沖合海域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	— （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：16隻）	同上	渡島総合振興局管内に住所を有する者	
同上	渡海共第63号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から9月30日まで	— （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：11隻）	同上	同上	